

保医発0630第3号  
平成28年6月30日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公印省略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公印省略 )

### 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

##### 1 IIの127の(1)の①を次のように改める。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「左心室ライン吸引コントロール用バルブ」、「人工心肺用熱交換器」、「単回使用人工心肺用熱交換器」、「ヘパリン使用人工心肺用熱交換器」、「ヘパリン使用単回使用人工心肺用熱交換器」、「人工心肺用貯血槽」、「ヘパリン使用人工心肺用貯血槽」、「人工心肺用除泡器」、「単回使用人工心肺用除泡器」、「ヘパリン使用人工心肺用除泡器」、「ヘパリン使用単回使用人工心肺用除泡器」、「人工心肺用ライン内血液ガスセンサ」、「ヘパリン使用人工心肺用ライン内血液ガスセンサ」、「人工心肺回路用血液フィルタ」、「ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ」、「人工心肺用プライミング溶液フィルタ」、「人工心肺用血液濃縮フィルタ」、「血液濃縮器」、「人工心肺用回路システム」、「ヘパリン使用人工心肺用回路システム」、「心筋保護液用フィルタ」、「体外循環用血液学的パラメータモニタ測定セル」、「ヘパリン使用体外循環用血液学的パラメータモニタ向け測定セル」又は「人工心肺用安全弁」であること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別表)	
I (略)	I (略)
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～126 (略)	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～126 (略)
127 人工心肺回路 (1) 定義	127 人工心肺回路 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であつて、一般的の名称が「左心室ライン吸引コントロール用バルブ」、「人工心肺用熱交換器」、「単回使用人工心肺用熱交換器」、「ヘパリン使用人工心肺用熱交換器」、「ヘパリン使用單回使用人工心肺用熱交換器」、「人工心肺用貯血槽」、「ヘパリン使用人工心肺用貯血槽」、「人工心肺用除泡器」、「人工心肺用除泡器」、「ヘパリン使用人工心肺用除泡器」、「ヘパリン使用單回使用人工心肺用除泡器」、「人工心肺用ライン内血液ガスセンサ」、「人工心肺用ライン内血液ガスセンサ」、「人工心肺回路用血液フィルタ」、「ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ」、「人工心肺用プライミング溶液フィルタ」、「人工心肺用血液循环システム」、「人工心肺用血液循环フィルタ」、「血液濃縮器」、「人工心肺用回路システム」、「人工心肺用回路フィルタ」、「心筋保護液用フィルタ」、「体外循環用血液循环的パラメータモニタ測定セル」、「ヘパリン使用体外循環用血液循环的パラメータモニタ向け測定セル」又は「人工心肺用安全弁」であること。
(2) (略) (2)～(3) (略) 128～189 (略)	② (略) (2)～(3) (略) 128～189 (略)

III～VII (略)

III～VII (略)

III～VII (略)

III～VII (略)